## 許可·認定等手数料一覧

		T	- m
	申 請 内 容	関係条文等	手数料額
検査済証交付前の建築物の仮使用の承認		7条の6第1項1号、18条24項1号	126,000円
道の位置の指定、変更又は廃止		42条1項5号	50,000円
敷地の接道義務の特例許可(43条認定)		43条2項1号	31,000円
敷地の接道義務の特例許可(43条許可)		43条2項2号	36,000円
道路内の建築許可(公衆便所等公益上必要な建築物)		44条1項2号	36,000円
道路内建築制限の緩和認定(自動車専用道路等の上空又は路面下)		44条1項3号	28,000円
道路内の建築許可(公共用歩廊等)		44条1項4号	160,000円
壁面線の指定を越える建築物の建築許可		47条	160,000円
用途地域内の用途外建築物の建築許可		48条1項~14項	180,000円
用途地域内の用途外建築物の建築許可(公聴会、審査会不要)		48条16項1号	87,000円
用途地域内の用途外建築物の建築許可(審査会不要)		48条16項2号	92,000円
卸売市場等の特殊建築物の敷地の位置の許可		51条	160,000円
建築物の容積率の特例許可		52条10項、11項、14項	160,000円
壁面線指定に係る建ぺい率の緩和許可		53条4項	36,000円
建ぺい率制限の適用除外許可		53条5項3号	36,000円
最低敷地面積制限の緩和許可		53条の2第1項3号、4号	160,000円
第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限の緩和認定		55条2項	28,000円
第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限の緩和許可		55条3項	160,000円
日影による中高層建築物の高さ制限の緩和許可		56条の2第1項	160,000円
高架工作物内の建築物の高さ制限の緩和認定		57条1項	28,000円
特例容積率適用地区内の特例容積率の限度の指定		57条の2第1項	2敷地で110,000円 3敷地以上の場合、1敷地ごとに32,000円を加算
特例容積率適用地区内の特例容積率の限度の指定の取消し		57条の3第1項	6,400円
特例容積率適用地区内の高さ制限の緩和許可		57条の4第1項	160,000円
高度利用地区内の容積率、建ペい率、建築面積又は壁面の位置制限の緩和許可		59条1項3号	160,000円
高度利用地区内の斜線制限の緩和許可		59条4項	160,000円
総合設計制度による制限の緩和許可		59条の2第1項	160,000円
再開発等促進区等内の容積率、建ペい率又は高さ制限の緩和認定		68条の3第1項~3項	28.000円
			,
再開発等促進区等内の斜線制限の緩和許可		68条の3第4項	160,000円
誘導容積型地区計画等区域内の容積率制限の緩和認定		68条の4	28,000円
高度利用地区類似型地区計画等区域内の斜線制限の緩和許可		68条の5の3第2項	160,000円
街並み誘導型地区計画等区域内の容積率又は斜線制限の緩和認定		68条の5の5第1項、2項	28,000円
地区計画等区域内の人工地盤等に係る建築面積算定の特例認定		68条の5の6	28,000円
予定道路の指定がある場合の容積率制限の特例許可		68条の7第5項	160,000円
仮設建築物の建築許可		85条6項	108,000円
1年を超える仮設建築物(国際会議、競技会)の建築許可		85条7項	195,000円
既存建築物の増築等に係る全体計画の認定		86条の8第1項	28,000円
既存建	整物の増築等に係る全体計画の変更の認定	86条の8第3項	28,000円
団地認	総合的設計による一団地の認定	86条1項	2棟で82,000円 3棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	総合的設計による一団地の認定(連担建築物設計制度)	86条2項	1棟(既存以外)で82,000円 2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置等 の認定	86条の2第1項	1棟で82,000円 2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算
	総合的設計による一団地の認定等の取消し	86条の5第1項	6,900円+棟数×13,000円
	総合的設計による一団地の住宅施設の制限の緩和認定	86条の6第2項	28,000円
一団地許可	一団地における総合設計制度による制限の緩和許可(総合的設計制度)	86条3項	2棟までは238,000円
	一団地における総合設計制度による制限の緩和許可(連担建築物設計制	86条4項	3棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算 1棟(既存以外)で238,000円
	度) 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築		2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算 1棟(一敷地内認定、許可建築物以外)で238,000円
增办等	物以外の建築物の制限の緩和許可 等を伴わない用途変更の全体計画の認定	87条の2第1項、2項	2棟以上の場合、1棟ごとに29,000円を加算 28,000円
用途変更によって一時的に興行場等として転用する場合の一部規定緩和の許可			
	(要によって一時的に典行場等として転用する場合の一部規定緩和の計り) (更によって一時的に特別興行場等として転用する場合の一部規定緩和の計り)	87条の3第5項	108,000円
可		87条の3第6項	195,000円
町田都	3市計画に定める高度地区内における建築物の高さ制限に関する特例許可	平成16年町田市告示第172号	160,000円